

定例総会 会議録

令和元年8月

令和元年8月8日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会会議録

会 期 令和元年8月8日(木)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時
場 所 宮津市役所 第5会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、中嶋 道博、
市田 嘉則、藤井 忠、尾関 孝正、宮崎 強、吉田 進、
小嶋 保徳、石田 弘司 12名

欠席 関野 掲司、古橋 隆三 2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、枘田 益一、糸井 久和、
和田 隆、田中 茂嗣、品川 泰志、荻野 有信 9名

欠席 溝口 喜順 1名
合計 出席 21、欠席 3名

事務局員 事務局長 小西 正樹、主査 小山 健一

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第13号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第4 議案第14号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
- 日程第5 議案第15号 農用地利用配分計画に係る意見について

〔藤井会長〕 おはようございます。暑い中、御苦勞様です。また、農地利用状況

調査については、お世話になっておりますが、よろしく申し上げます。

最初に、出席委員ですが、24名中21名です。欠席委員は、関野委員、古橋委員、溝口委員です。過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

それでは、日程第1 議事録署名委員を指名します。石田委員、今中委員、よろしく申し上げます。

〔藤井会長〕 次に、日程第2 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。

〔小山主査〕 お手元の資料3ページをお願いします。

議案第12号です。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」、下記の申請人より農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。

大字宮村※※番地ほか1筆、登記簿地目はいずれも田、面積は2筆合わせて※※㎡です。権利種別は、3条の有償移転となります。譲渡人は、※※様、※※にお住まいです。申請事由は、高齢により耕作できないためです。譲請人の申請事由は、農業経営を拡大するためです。備考にあります、来年秋以降の耕作予定です。

具体の場所は、4ページに地図を、また、5ページに現地の写真を付けておりますので御確認をお願いします。

6ページをお願いします。本案件に係る調査書となっております。第2項第5号下限面積についてですが、宮津市の下限面積30aを超える※※㎡となっております。第2項第7号の地域調和についてですが、申請地は、譲受人の事業所に近接し、周辺農地の農業上の利用に特段影響を及ぼさないものと考えております。現地立会は、7月26日に内方委員、酒井推進委員、事務局で行いました。

今一度、5ページの写真を御覧ください。3条申請は、原則、耕作されている農地を移転するものですが、申請地は、現在、荒廃農地となっております。譲受人は、父親が亡くなられたことを機に、農業に従事され、辻町地区の荒廃農地を解消しながら経営面積を拡大されておられます。作付けの開始は、来年の秋を予定されていることから、来年度の農地パトロールにおいて耕作状況を確認する必要があると思います。

議案第12号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただいまの説明に関連し、担当委員であります内方委員から補足説明を受けます。

〔内方委員〕 5ページの写真のとおり現在は、耕作をされていない状況ですが、これが適正管理されるようであれば喜ばしいことかと思いますので、特段問題ないと考えております。

〔藤井会長〕 御意見、御質問等はありませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 質疑なしと認め、議案第12号につきまして、異議なしと認めて許可してよろしいか。

(異議なし)

〔藤井会長〕 それでは、議案第12号については許可することとします。次に、日程第3 議案第13号「非農地証明交付申請について」説明をお願いします。

〔小山主査〕 7ページをお願いします。議案第13号です。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。3件ございます。1番、大字脇※※番地、登記簿地目は畑、所有者は※※様。非農地の事由は、平成10年以降から耕作をされていません。また、平成30年7月の豪雨災害による海水被害があったところです。

2番です。字大字江尻※※番地、登記簿地目は田、面積は※※㎡です、所有者は※※様、※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成3年以降、耕作をされていません。

3番です。字大字由良※※番地、登記簿地目は畑、面積は※※㎡、所有者は※※様、非農地の事由ですが、平成7年以降耕作をされていません。備考のとおり、※※様による時効取得による申請となっております。

具体の場所は、8ページは脇の案件を、9ページは江尻の案件、10ページは由良の案件となっております。

11ページをお願いします。3件分の現地写真となっております。一番上が、1番脇の案件、真ん中が2番江尻の案件、一番下が由良の案件です。3番由良の案件は、中央の奥側に見える住宅の底地が今回の申請地となっております。脇の案件ですが、申請地に隣接する土地は、今年の3月に5条許可が下りた土

地です。この隣接地の工事用車両が申請地に入出入りしており、このような写真となっています。申請代理人に対しましては、工事用車両の出入りを控えるように口頭指導しました。江尻の案件についてですが、近年断続的に非農地証明の申請がある湿地帯の一角にあるところです。由良の案件は、申請地は、前所有者が※※年に相続され、※※年に現所有者が時効取得されたものです。いずれの土地も今年の6月から7月にかけておられて時効取得されたもので、前所有者が農地であることを知っていたかどうかは分かりませんが、直近の異動から20年以上を経過しており、非農地として要件は満たしていると考えております。

議案第13号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔藤井会長〕 ただ今の説明に対し担当委員から補足説明をお願いします。1番の案件は中嶋委員に、2番の案件は宮崎職務代理に、3番の案件は私からします。

〔中嶋委員〕 7月26日に事務局及び荒砂推進委員と現地立会をしました。この土地については、台風の影響で塩水を被っており、非農地証明を出すことにより周辺農地への影響はないと認められますので、問題ないと考えております。

〔宮崎職務代理〕 9ページの地図のとおり、この一帯は葦原です。先月の総会で右側の里道のところが非農地証明申請として上がったところで、耕作放棄されていますので、今回も非農地として問題ないと考えております。

〔藤井会長〕 事務局と私と柘田推進委員で現地立会をしましたが、既に10年以上このような状況です。建て増したような感じもありますが、経緯は分からない状況です。やむなしと考えます。

〔藤井会長〕 それでは、議案第13号について何か御意見、御質問等ございませんか。3件まとめて質問をお受けしますので、よろしく申し上げます。

(意見なし)

〔藤井会長〕 時効取得について教えてください。

〔小山主査〕 民法上の規定により、所有権者でない者が平穩かつ公然と所有の意思をもって他人の家屋占有を続けた場合に、法律関係の早期安定は図る趣旨か

ら、善意であれば10年、悪意であれば20年の占有期間をもって占有者に所有権の取得を認めるものです。こちらの※※様の場合は、善意であろうと思われれます。

〔藤井会長〕 議案第13号につきまして、他に御質問ございませんか。

(質疑なし)

〔藤井会長〕 それでは、議案第13号につきましては、証明書を交付してよろしいか。

(質疑なし)

〔藤井会長〕 それでは、議案第13号につきましては証明書を交付します。

〔藤井会長〕 次に、日程第4 議案第14号「農用地利用集積計画(利用権設定)について」及び日程第5 議案第15号「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とします。今回は、農地中間管理機構を介した農地の貸借の設定について、市長より意見を求められています。当事者である糸井推進委員にはいったん退席をお願いします。

〔小山主査〕 1点資料の訂正をお願いします。13ページの4番ですが、現況地目が山林原野となっております。尾関委員さんから耕作されていると連絡がありましたので、田としていただきまうようにお願いします。また、配分計画の方ですが、24ページです。下から5つ目の土地、こちらも田に訂正をお願いします。

それでは、12ページをお願いします。議案第14号「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画、利用権設定の決定について議決を求めます。1番から24番までは中間管理機構を介した農地の貸借となっており、配分計画も同じ筆になってございます。いずれも権利の設定期間は向こう10年間となっております。20ページをお願いします。25番から31番は、井上前市長が代表取締役を務められている法人が農地を借り受けられるものです、作物はオリーブです。法人の権利取得は要件がございしますが、法人が農地を借り受けることは可能です。23ページをお願いします。この32番は通常のもので、貸借期間は6年で申出ていただいておりますが、4月からの経過期間を差し引き、

5年8か月としております。

議案第14号及び議案第15号に係る説明は以上となります。御意見を賜りますようお願いいたします。

[藤井会長] これより、議案第14号及び第15号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

[和久田委員] 須津の土地は、現地はどこになりますか。現在耕作されていますが、全てやめられるのですか。

[尾関委員] 小学校からタヶ丘の右手の谷から文珠にかけて、府道で言うと金下建設のアスファルトプラントの付近までの線路より上側のところです。今も作っておられますが、高齢で親戚の若い方に作ってもらうことになったものです。

[小西事務局長] 補足ですが、借り受けられる方は、農業の学校にいかれたり、農業法人におられた20代の方で、おじいちゃんの土地を引き継ぎ、中間管理事業を介して、この春、所有者の方に集団で増田現地推進役にも立ち会ってもらって調印をお世話になり、須津の大きな農地を上手く承継をさせていただけたよい事例です。推進会議で糸井推進委員から報告もあると思います。

(異議なし)

[藤井会長] 異議なしと認め、議案第14号については決定し、第15号については意見なしとします。糸井委員の入室をお願いします。

[藤井会長] 以上で、議事日程は全て終了しました。議案書の最後のページに、先の役員会で行われた専決報告の一覧を添付しております。今月は、形状変更届が1件、農地法第18条の規定による合意解約が5件となっております。

先日の役員会で確認しておりますが、ご質問等ありましたら、会議終了後に事務局までお願いします。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 後井 忠

委 員 石田 弘司

委 員 今中 睦美

記 録 者 小西 正樹